

グアテマラにおけるビジネス環境改善の取り組み

大木 雅志

はじめに

2015年5月25日・26日、グアテマラ市において、第2回日・中米ビジネスフォーラムが開催される予定である。同フォーラムは、グアテマラのみならず中米統合機構（SICA）加盟国及び日本との通商関係強化を目的としており、日本企業にとっては中米地域のビジネス情報を知る良い機会となり、今後、中米地域への関心が高まることが期待されている。

グアテマラは、年率3～4%で経済成長を続け、GDPは538億米ドル（13年 中米1位、全体の27%）であり、人口も1,547万人（13年 中米1位、全体の34%）に達し、中米諸国においては最も経済規模が大きく、ビジネスの雄となり得る存在である。しかし実際は、海外からの直接投資額を比較すると、中米全体の11%（13年 中米3位）しか占めておらず、パナマ（43%）、コスタリカ（27%）の後塵を拝している状況である。

グアテマラ政府は、経済成長戦略及び雇用政策として、外国企業からの投資拡大を目指しており、現政権が発足した12年以降を「投資及び雇用機会を創出するための挑戦期間」と位置づけ、ビジネス環境を改善するための諸改革を実施中である。本稿では、近年グアテマラ政府が実施したビジネス環境改善のための諸改革を紹介する。

ビジネス環境に関する評価（Doing Business）

グアテマラ政府は、ビジネス環境改善の客観的指標として、世界銀行グループが毎年発表している「Doing Business」ランキングを取り入れており、同ランキングにおける順位の上昇、とりわけ「ビジネス環境改善国指標」に力を入れている。2014年5月、グアテマラ政府は、世界銀行に対して、ビジネス環境改善及び競争力強化に関する改革案を提出した。同年10月、「Doing

図1 中米諸国の名目 GDP 推移（2004年～13年）
（世界銀行データを基に筆者作成）

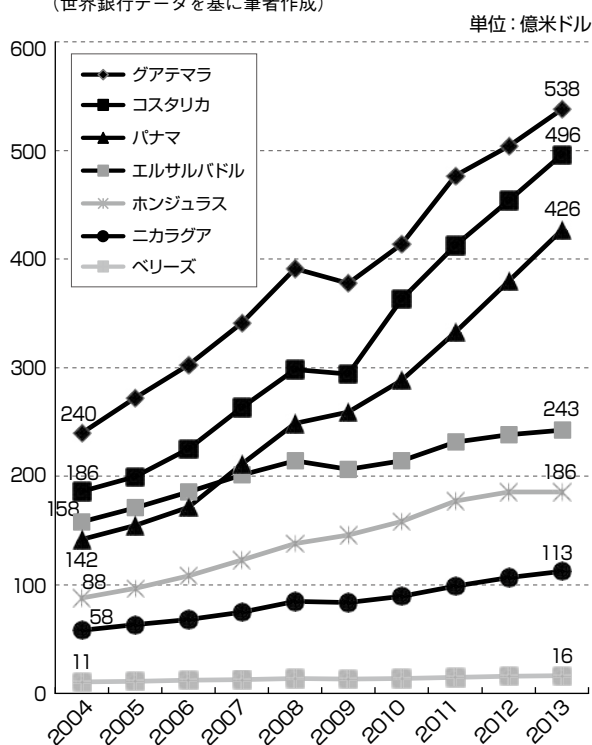


図2 中米諸国の人口推移（2004年～13年）（世界銀行データを基に筆者作成）

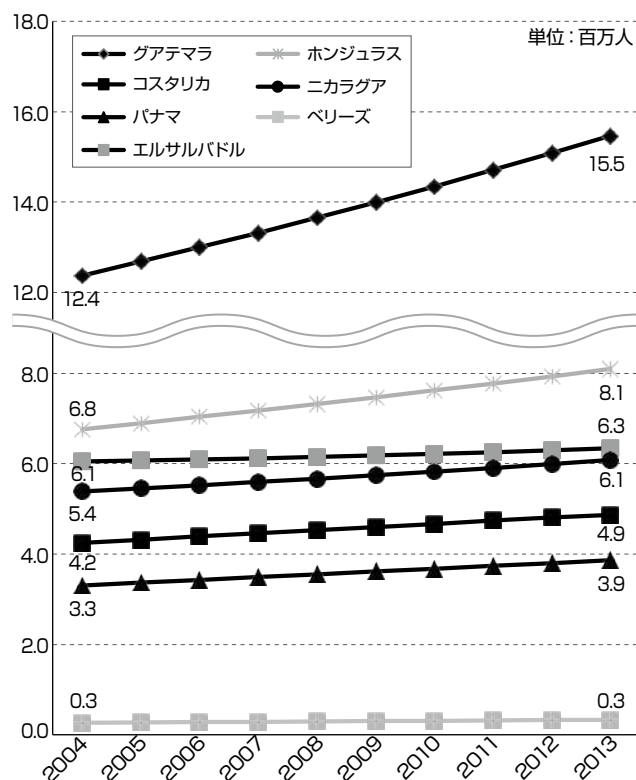


表1 メキシコ・SICA 諸国の Doing Business2015 項目別順位（世界銀行データを基に筆者作成）

国 名	総合順位	起 業	建設許可の取得	電力取得	不動産登記	融資	投資家保護	納税	通関	契約履行の強制	破産手続き
グアテマラ	73	98	122	18	65	12	174	54	102	143	155
メキシコ	39	67	108	116	110	12	62	105	44	57	27
パナマ	52	38	63	29	61	17	76	166	9	84	132
コスタリカ	83	118	52	46	47	89	181	121	47	129	89
ドミニカ共和国	84	113	96	119	82	89	83	80	24	73	158
ホンジュラス	104	138	103	110	81	7	174	153	70	166	140
エルサルバドル	109	121	155	144	56	71	154	161	73	82	79
ベリーズ	118	148	69	54	120	160	169	61	91	170	71
ニカラグア	119	120	134	95	134	89	172	164	74	70	110

Business 2015」が発表され、グアテマラは調査対象国189か国中73位の評価を得た（前年、グアテマラは79位の評価を得たが、今回の調査から評価方法が変更となり、前年評価が71位に上方修正された）。「Doing Business 2015」におけるメキシコ及びSICA 諸国に対する評価の比較は表1の通りである。グアテマラは、総合順位ではメキシコ、パナマに次いで高い評価を受けており、特に、「電力取得」、「融資」及び「納税」項目の評価が高い一方、「投資家保護」及び「破産手続き」項目の評価が低い。

起業に関する改革

2013年3月、グアテマラ政府は国連貿易開発会議（UNCTAD）及びルクセンブルク政府の支援により、起業登記をオンライン上で実施することを可能にするウェブサイト「MiNegocio.gt（私のビジネス）」を立ち上げた。同ウェブサイトの導入により、株式会社及び有限責任会社（LLC）の設立登記をインターネットで行うことが可能となった。上記システム導入後、起業手続きの約35%が同サイトを通じて実施されている。ただし、同ウェブサイトのみで法人設立登記は完了せず、提出書類の公証手続き等は別途必要となる。

また、13年6月には、ビジネスの諸手続きに関する情報ポータルサイト「Asisehace.gt（このように作られる）」を開設した。同サイトでは、法人設立登記の他、税制や営業許可書、社会保険、優遇措置等の申請方法や費用、所要日数に関する情報を詳しく紹介している。

起業手続きには、全国紙への公告の掲載が必要であり、以前は商業登記所へ赴いて仮登記を受け、さらに公告掲載申請をしなければならなかった。しかし、現在ではウェブサイト「MiNegocio.gt」上で起業手続きを行えば、自動的に「ディアリオ・デ・セントロアメリカ（Diario de Centro América）」紙（政府系新聞）へ公告掲載申請が行われ、同紙から申請者に公告掲載日が通知されるシステムとなっている。手続き時間も

以前は3日を要したが、現在は24時間での掲載が可能となった。加えて、掲載料の支払いについても以前はグアテマラ市にある新聞社に赴く必要があったが、同改革後は全国のグアテマラ地方開発銀行（Banrural）での支払いが可能となった。なお、今後は公告掲載義務廃止も検討されている。

また、14年4月、グアテマラ政府は、法人設立登記に関する改革を発表し、起業にかかる費用を約1,985ケツァル（約261米ドル）削減（資本金30万ケツァル（約3.9万米ドル）未満の企業は登記費用を免除）した。なお、グアテマラ政府は、最低資本金規制の撤廃も検討している。

通関に関する改革

グアテマラの通関手続きは非常に遅く、世界銀行の調査によれば、所要日数は平均17日間もかかる。通関の遅さはグアテマラの競争力を著しく低下させているといってもよいだろう。そのため、グアテマラ政府は、オンラインの「輸入迅速窓口（Ventanilla Ágil de Importaciones）」を創設した。これにより、輸入業者は書類の提出や通知の受領をすべてオンライン上で行うことが可能となった（なお、オンライン環境がない業者向けにグアテマラ市内にも輸入迅速窓口を開設している）。これにより、各省庁に赴いて、証明書等を提出する必要がなくなった。ただし、同窓口は衛生証明書や技術基準書等の提出のみに対応しており、関税の支払いには対応していないため、別途手続きが必要となる。上記改革の実施により、通関所要日数は、平均17日間から10日間に短縮され、ビジネス環境の改善につながったという。

国税庁（SAT）は、「国税庁戦略プラン2013-2015」において、税務手続きの簡素化を掲げており、その一環として、2014年2月、通関手続きを簡素化するための「ゼロ・ペーパー・カスタム（Aduana sin papeles）」制度を導入した。従来は通関にかかる書類

を紙媒体で提出する必要があったが、電子文書での提出が可能となった。当制度の導入により、国税庁は事務手続を大幅に縮小できるとしており、国際貿易における当国の競争力を高めるとしている。

なお、当制度は14年3月、当国大西洋側のイサバル県バリオス港の税関で試験的に運用が開始され、15年2月時点では同じく大西洋側のサント・トマス港や太平洋側のケツァル港にも試験導入されている。15年末までに、国内のその他の税関においても、段階的に導入される予定である。

最低賃金に関する改革

グアテマラの最低賃金は全国統一基準であり、地域差はなく、業種別に設定されている。したがって、地方に進出したとしても、最低賃金が下がることはないため、地方に投資を行うインセンティブがなく、地方における雇用不足を生んでいる状況である。2015年の最低賃金は、農業部門及び非農業部門が2,644.40 ケツァル（約348米ドル）、マキラ（保税加工）が2,450.95 ケツァル（約322米ドル）であるが、メキシコや他の中米諸国と比較すると、必ずしも低い水準ではない。

しかし、14年4月、グアテマラ政府は独自の最低賃金を設定することを可能とする経済区（Circunscripciones económicas）の創設を発表した。同経済区は、エル・プログレソ県サン・アグスティン・アカサグアストラ市及びグアスタトージャ市、サカパ県エスタンスエラ市並びにエスクイントラ県マサグア市に設置され、全国統一基準よりも低い水準の最低賃金を導入することにより、多くの投資を呼び込み、雇用が創出されることが期待されている。なお、上記4市は、太平洋岸及び大西洋岸のそれぞれの港から2時間以内の距離にあり、生産拠点としての発展を目指している。デ・ラ・トーレ経済大臣は、米国向け製品の製造・輸出拠点の鍵となり、米国市場開拓を検討している中国・インド・韓国企業の期待に応えることになるだろうと述べている。

14年12月、ベレス・モリーナ大統領は、上記4市の最低賃金を1,500 ケツァル（約197米ドル）に引き下げる旨を発表した。政府によれば、既に50社が同市に対する投資を検討しており、15年には約1万人の雇用が創出される見通しであるとしている。上述の最低賃金は、15年1月に施行される予定であったが、人権擁護庁や労働団体が同引き下げを違憲であるとして抗議し、同月末、憲法裁判所は上記政府決定を停止する

仮処分を下した。今後数か月以内に、同決定の合憲性に関する判断が下される予定である。

一方、当制度が施行されれば、上記4市の最低賃金はメキシコ・中米地域において比較的競争力のある水準となる。グアテマラ政府は、今後、全国の他の自治体においても経済区を展開していく予定であるとしており、グアテマラの競争力強化に伴う投資拡大が期待される。

投資及び雇用促進法案

当国では、1989年に制定された「フリーゾーン法（Ley de Zonas Francas）」及び「輸出業及びマキラ促進開発法（Ley de Fomento y Desarrollo de la Actividad Exportadora y de Maquila）」により、所得税、付加価値税及び関税免除等、税制上の優遇措置が設けられている。しかし、WTOドーハ・ラウンドにおいて、上記輸出助成を15年末までに撤廃することが決定した。そのため、グアテマラ政府は13年、同助成に代わる政策として、「投資及び雇用促進法案（Ley de Promoción de Inversión y Empleo）」を国会に提出したが、15年2月時点で可決の見通しは立っていない。デ・ラ・トーレ経済大臣は、同法案が可決すれば、千社以上がグアテマラに投資し、約20万の雇用が創出される見込みであるとしている。

おわりに

日本企業による対グアテマラ直接投資額は、それほど大きくないが、その理由として、経済の成長性、治安や社会情勢、不透明な法制運用等もさることながら、グアテマラのビジネス環境があまり知られていないことが考えられる。

一方、グアテマラ政府は、日本をはじめとする外国投資を呼び込むため、ビジネス環境改善の取り組みを進めており、対外PRを積極的に実施している。本稿は、グアテマラ政府が近年実施したビジネス環境改善の取り組みの一部について紹介したものであるが、本稿の情報が日本企業にとって、グアテマラ進出を検討する際の一助となれば幸いである。

（おおき まさし 在グアテマラ日本国大使館専門調査員）

※本稿は、15年2月23日時点の情報を基に作成したものである。なお、本稿は全て筆者自身の観点に基づく私見であり、何ら在グアテマラ日本国大使館の意見を代表するものではない。